

広島女学院大学協力会会則

1954.	6.	制 定
1965.	6.	改 正
1968.	6.	〃
1987.	5. 23	〃
1997.	5. 31	〃
2004.	5. 29	〃
2012.	5. 19	〃
2015.	5. 23	〃
2022.	5. 28	〃

第1条 本会は、広島女学院大学協力会と称する。

第2条 本会は、広島女学院大学学生の保護者並びに教職員をもって組織する。

第3条 本会は、広島女学院大学の教育活動に協力援助すると共に学生の福利厚生を図るのを目的とする。

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 諸般の教育活動の援助
- (2) 教職員及び学生の研究援助
- (3) 学生の生活及び就職に対する補導の援助
- (4) 学生の福利厚生
- (5) その他教育上必要な事業

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
理 事	8名
監 事	2名

役員は次の区分により、毎年総会において選出する。

- (1) 会長、副会長及び理事4名、監事2名は保護者の会員中から
- (2) 理事のうち残り4名は教職員の会員中から学長が任命したもの

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。会務の処理は学長に委嘱することができる。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。理事は事業の企画及び実施に当る。監事は会計を監査する。

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。補欠により就任する役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に顧問若干名を置く。顧問は、役員会の推薦により会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べるができる。

第9条 本会の会計事務は会計・管財課長に委嘱する。

第10条 総会は、毎年学年始めに開いて次の事項を決定する。

- (1) 予算の決定、決算の承認

- (2) 役員を選出
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要な事項

第11条 役員会は、役員をもって組織し、年3回（5月、10月、2月）これを開く。ただし、必要に応じて臨時にこれを開くことができる。

第12条 役員会は、次の事項を決める。

- (1) 予算案の審議、決算の承認
- (2) 事業計画
- (3) その他緊急を要する事項の審議

第13条 本会の経費は、会費、寄附金及び事業収入をもってこれに充てる。会費は総会において決定し、6月末までに納入する。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 本会則は、1954年7月1日から施行し、その改正は総会において出席会員の過半数の賛成をもってする。

附 則

本会則は、第9条と第11条を改正して、2012年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、第11条と第13条を改正して、2015年5月23日から施行する。

附 則

本会則は、第9条を改正して、2022年4月1日から施行する。